

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	36 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	22 件

千葉国民年金 事案 3852

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
私の国民年金保険料については、結婚前までは母が、結婚後は自分で納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 5 月に国民年金の被保険者資格を取得して以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立期間後は 7 回の住所変更手続を適切に行っており、納付意識の高さが認められる。

また、申立人は、申立期間中の昭和 55 年 3 月 7 日に A 市へ、同年 3 月 21 日に B 区への住所変更手続をそれぞれ行っており、いずれの時点でも申立期間の保険料は、現年度納付することが可能である。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みであることを考え合わせると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から同年 9 月まで
② 平成 13 年 3 月

申立期間①については、私は結婚して数年後に A 区役所で年金受給の相談をした際、国民年金保険料を一括納付できることを教えてもらった。そのときに夫が金融機関で納付可能な期間の夫婦の保険料を一括納付した。申立期間②については、遅れながらも納め忘れることの無いように気をつけて、私が毎月納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 55 年 6 月に払い出され、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認できるところ、附則 4 条納付者リスト及び特殊台帳によると、申立人は加入手続時点において納付可能な国民年金保険料を特例納付及び過年度納付していることが確認できる上、申立期間①の直後も納付済みとなっており、申立期間①は 6 か月と短期間であることを踏まえると、申立人が申立期間①の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が促進されており、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は低くなっている上、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことを
うかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと
認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成16年4月1日から18年1月1日までの期間については、事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成16年4月から17年8月までは41万円、同年9月から同年12月までは44万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成16年12月25日、17年7月25日、同年12月25日、18年7月25日、同年12月25日、19年7月25日、及び同年12月25日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、16年12月25日、17年7月25日及び同年12月25日は39万3,000円、18年7月25日は34万9,000円、同年12月25日は40万円、19年7月25日及び同年12月25日は49万2,000円とすることが必要である。

さらに、申立人の申立期間のうち、平成20年7月10日の標準賞与額に係る記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を同年7月10日は55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月1日から18年2月1日まで
② 平成16年12月25日
③ 平成17年7月25日

- ④ 平成 17 年 12 月 25 日
- ⑤ 平成 18 年 7 月 25 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 25 日
- ⑦ 平成 19 年 7 月 25 日
- ⑧ 平成 19 年 12 月 25 日
- ⑨ 平成 20 年 7 月 10 日

私が保管するA社の給与明細書によると、平成 16 年 4 月から 17 年 9 月までは 41 万円、同年 10 月から 18 年 1 月までは 44 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額と一致しない。また、16 年 12 月から 19 年 12 月までの給与明細書（18 年 7 月を除く）から給与に係る保険料が控除されているが、厚生年金保険被保険者記録の標準給与額が記録されていない。さらに、20 年 7 月の給与は、厚生年金保険被保険者記録に標準給与額が記録されているが、年金額に反映されない記録になっているので確認してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、オンライン記録により、当初、申立人の標準報酬月額が平成 16 年 4 月から 17 年 8 月までは 41 万円、同年 9 月から 17 年 12 月までは 44 万円と記録されていたところ、18 年 1 月 26 日付けで 16 年 4 月に遡って 22 万円に減額訂正され、18 年 8 月まで継続していることが確認できる。

しかし、申立期間①のうち、平成 16 年 4 月から 17 年 12 月までは申立人から提出された給与明細書により厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、A社が当初社会保険事務所に届け出た額と一致することが確認できる。

さらに、オンライン記録において、当該事業所の代表者及び当時事業所に勤務していた申立人を除く 5 人の同僚について、申立人と同様の遡及訂正処理が行われているところ、A社は、滞納処分票により、申立期間当時、保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、申立人は、当該事業所の履歴事項一部証明書及び閉鎖事項全部証明書により役員でないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 18 年 1 月 26 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、申立人について 16 年 4 月に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、当該訂正処理は有効なものとは認められないことから、当該期間に係る標準報酬月額については、当該事業所が社会保険事務所に当初届け出た、16 年 4 月から 17 年 8 月までは 41 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 44

万円とすることが妥当である。

一方、特例法において、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定するとされている。

したがって、申立期間のうち、平成 18 年 1 月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により、控除保険料に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出された平成 18 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、それぞれの申立期間において、賞与が支給され、賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②、③及び④は 39 万 3,000 円、申立期間⑤は 34 万 9,000 円、申立期間⑥は 40 万円、申立期間⑦及び⑧は 49 万 2,000 円、申立期間⑨は 55 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料を納付していないと回答している上、申立期間⑨については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 1 日から 40 年 7 月 8 日まで
② 昭和 40 年 7 月 8 日から 41 年 11 月 30 日まで

私は、A社を退職したときには、脱退手当金のことを知らず、平成 4 年 12 月頃、年金記録を確認した際に、初めて申立期間の脱退手当金が支給されていることが分かった。しかし、受給した記憶が無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間（12 か月）についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人は、最初の被保険者期間であるB社では厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料が控除されていたことを認識しており、3回の被保険者期間のうち最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する8人のうち、オンライン記録で支給していることとなっている者は申立人を含めて3人と少なく、申立人の脱退手当金が資格喪失日から約10か月後に支給決定されていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成20年12月30日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を18万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成21年8月8日は標準賞与額23万8,000円、同年12月29日は標準賞与額17万9,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を同年8月8日は23万8,000円、同年12月29日は17万9,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年12月30日
② 平成21年8月8日
③ 平成21年12月29日

私は、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているのにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録を見たところ、記録が欠落しているので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成20年12月30日、21年8月8日及び同年12月29日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき

記録訂正が認められるかを判断することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 20 年 12 月 30 日については、本件申立日において保険料徴収権が消滅した期間であることから、特例法を適用し、21 年 8 月 8 日及び同年 12 月 29 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

平成 20 年 12 月 30 日の標準賞与額については、A 社から提出された申立人に係る賃金台帳（賞与等）により、賞与額に見合う標準賞与額（18 万 4,000 円）に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、18 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、平成 21 年 8 月 8 日及び同年 12 月 29 日の標準賞与額については、A 社から提出された申立人に係る賃金台帳（賞与等）により、平成 21 年 8 月 8 日は標準賞与額（23 万 8,000 円）、同年 12 月 29 日は標準賞与額（17 万 9,000 円）に相当する賞与額が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準賞与額を平成 21 年 8 月 8 日は 23 万 8,000 円、同年 12 月 29 日は 17 万 9,000 円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、16年8月から同年11月までは32万円、同年12月から18年8月までは30万円、同年9月から19年6月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 1 日から 19 年 7 月 25 日まで

私は、申立期間にA社において継続して勤務していたが、当時支給された給料に比べて年金事務所の標準報酬月額の記録が低くなっている。給与明細書等を提出するので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与明細書（平成16年10月から17年1月までの期間、同年3月から同年5月までの期間、同年7月、同年9月から同年12月までの期間、18年2月から同年12月までの期間）、18年分給与所得の源泉徴収票及び同年分所得税源泉徴収簿並びに19年分賃

金台帳により、16年8月から同年11月までは32万円、同年12月から18年8月までは30万円、同年9月から19年6月までは32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人から提出された給与明細書、源泉徴収票、所得税源泉徴収簿及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人の申立期間における保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年6月18日であったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年6月20日頃まで

私は、昭和45年4月1日付けでB区のA社に入社したが、同社は資金繰りが厳しくなり倒産し、残務整理のため同年6月20日頃まで勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。A社における厚生年金保険被保険者証を提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された厚生年金保険被保険者証の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、A社に払い出され、資格取得日は昭和45年4月1日であることが確認でき、同被保険者証の「初めて資格取得した年月日」と一致する。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和45年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、同年3月31日にA社が適用事業所でなくなっていることから、同年6月18日付けで同年3月31日に遡って申立人の資格取得の取消処理が行われていることが確認できる上、同日付けで申立人と同様に資格取得を取り消されている従業員が57人確認できる。

さらに、閉鎖登記簿謄本によると、申立人は、A社の役員でないことが

確認できる上、昭和 45 年 6 月 18 日に厚生年金保険の資格取得を取り消す処理をされている者が申立人を含め 58 人確認できることから、申立期間において、当該事業所は当時の厚生年金保険法の適用事業所要件を満たしていたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、昭和 45 年 6 月 18 日付けで行われた遡及資格取消処理は事実即したのものとは考え難く、申立人について同年 4 月 1 日に遡って資格取得の取消処理を行う合理的理由は無く、有効なものとは認められないことから、申立人は同年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、かつ、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年 6 月 18 日であったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る被保険者名簿の資格取得時の標準報酬月額から 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

千葉厚生年金 事案 4040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和30年10月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年10月1日から同年12月1日まで

私の夫は、A社に昭和28年12月1日に入社してから62年1月31日に退職するまで継続して勤務し、申立期間については同社B事業所に勤務し、厚生年金保険料を控除されているので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和30年10月1日に同社C事業所から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和30年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 2 日から 38 年 10 月 1 日まで
② 昭和 41 年 9 月 1 日から 43 年 3 月 26 日まで

私の年金記録では、A社及びB社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金の手続をしたことも、受給した記憶も無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年2か月後の昭和46年5月25日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は変更処理がされておらず、申立期間の脱退手当金は昭和46年5月25日に支給決定されたこととなっていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は43年4月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和46年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、かつ、47年2月29日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日と喪失日をそれぞれ同日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月1日から47年3月1日まで

私は、昭和46年11月1日から47年2月29日まで、A県B区CにあったD社E（部門）のF（職種）として勤務していたが、厚生年金基金連合会（現在は、企業年金連合会）からの厚生年金基金の加入期間通知があるにもかかわらず、その期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。給料明細は無いが、厚生年金保険料及び健康保険料も控除されており、G厚生年金基金（当時）の加入員証もあるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会から提出された中脱記録照会（回答）及び申立人が所持している厚生年金基金加入員証により、申立人がG厚生年金基金の加入員としての資格を昭和46年11月1日に取得し、47年2月29日に喪失したことが確認できる。

また、D社を吸収合併したH社は、当時、社会保険事務所に提出した厚生年金保険被保険者資格喪失届について、届出書類が複写式であったか否か不明としているものの、その届出方式が複写式でなかったと認められる周辺事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、47年2月29日に被保険者資格

を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間のうち昭和 46 年 11 月から 47 年 1 月までの標準報酬月額については、企業年金連合会の回答から、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 47 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日までの期間については、H 社は、「当時の資料は保管していないため申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、申立人は、申立期間当時の同僚を覚えていないことから同僚調査を行えず、申立人の勤務期間について確認することができない。

また、上記企業年金連合会の回答により、申立人は D 社を昭和 47 年 2 月 28 日に退職し、翌日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和 47 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日までの期間に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 47 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年9月1日から同年10月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち、同年9月の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月1日から11年3月26日まで

私は、平成10年6月から11年3月まで、A社（現在は、B社）で勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額に比較して著しく低いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立期間のうち、平成10年9月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確

認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 10 年 6 月から同年 8 月までの期間及び同年 10 月から 11 年 2 月までの期間については、給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を39万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

私は、平成19年12月分の賞与については、以前、勤務先であるA社から、「手続きを間違ったので、訂正しておいた。」との説明を受けている。しかし、記録は訂正されているが、年金の増額にはつながらないとの説明には納得できない。申立期間に支払われた賞与39万1,000円に相当する厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、年金給付に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成19年分賃金台帳」（写し）及び「19年12月分賞与の支給明細書（控）」により、申立人は、当該事業所から賞与が支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額（39万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 4045

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から9年12月1日まで
私がA社に勤務していた申立期間における標準報酬月額が9万2,000円と記録されているが、申立期間当時の給与は53万円だったので、調査の上、標準報酬月額の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額の記録は、当初、平成7年8月から9年11月までは53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月1日の約3か月後の10年2月27日付けで、7年8月1日に遡及して標準報酬月額を9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立期間において役員であることが確認できるが、雇用保険に加入していることから使用人兼務役員であることが確認できる上、申立期間当時、経理・総務の実務担当者であった元同僚二人は、「申立人は、B（業務）及び健康保険、厚生年金保険を担当していたが、絶対的な権限は事業主にあった。」と供述しているところ、当該事業所の元顧問社会保険労務士は、「申立人には、最終的な権限は一切無く、代表者印も事業主又は事業主の妻である専務が管理、保管していた。」と供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月1日から3年6月1日まで

私は、社会保険庁（当時）からの連絡により、A社における平成元年11月から3年5月までの期間の標準報酬月額が、同年11月7日に44万円から6万8,000円又は8万円に引き下げられていることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を訂正前の金額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額の記録は、当初、平成元年11月から3年5月までは44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年6月16日の約5か月後の同年11月7日付けで、元年11月は6万8,000円（最低等級）、同年12月から3年5月までは8万円（最低等級）にそれぞれ引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様に、平成3年11月7日付けで、代表取締役及び役員二人の標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立期間において役員であることが確認できるが、申立人は雇用保険に加入していることから使用人兼務役員であることが確認できる上、元同僚は、「申立人は、B（業務）を担当していた。遡及訂正は代表取締役が行ったため、申立人は知らなかったと思う。」と供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初社会保険事務所に届け出たとおり、44万円に訂正することが必要である。

千葉厚生年金 事案 4047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は42万6,000円、18年12月8日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成18年12月8日

私は、A社に勤務した期間のうち、平成16年12月10日及び18年12月8日に支給された賞与に係る標準賞与額が厚生年金保険の被保険者記録から欠落しているので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及び事業主から提出された支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、A社から賞与が支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書及び支給控除一覧表により、平成16年12月10日は42万6,000円、18年12月8日は35万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、賞与の届出を忘れたかもしれないと回答していることから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届出を社会保険事務所（当時）に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私が A 社 B 支社（当時）に勤務していた期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、列車の本数が少なく、通勤時間が 2 時間かかるなどしたため通いきれなくなり、最後は無断欠勤の形になり辞めたので、私は脱退手当金裁定請求の手続を行っていない。納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、i) 厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されている脱退手当金の支給額（196 円 87 銭）と健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された標準報酬月額に基づき計算した脱退手当金の支給額（159 円 37 銭）とは約 37 円相違していること、ii) 当該被保険者名簿に記載された申立人の生年月日は、大正 11 年と誤記入されており、訂正されていないこと、iii) 当該被保険者台帳（旧台帳）には「49-3」の記載があり当該脱退手当金は当時の厚生年金保険法第 49 条の 3 を適用し支給決定したことがうかがえるが、申立人の資格喪失日時点において、当該条文は法律改正により削除されていることが確認できることから、申立人の年金記録の記録管理が適切に行われていたとは考え難い。

また、申立人は、オンライン記録において、申立期間に係る A 社 B 支社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した 1 か月後には、別の事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できること、申立人は再就職時の状況について、「再就職先の C（役職）に紹介を依頼し、その後、採用試験として学科、面接を受けて就職した。」と具体的に供述していることを踏まえると、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月 1 日から 36 年 4 月 13 日まで
② 昭和 37 年 2 月 3 日から 40 年 10 月 28 日まで

私は、A社及びB社に勤務した期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、B社を退職するときには、脱退手当金制度を知らず、請求手続を行っていないので、脱退手当金を受給していない。脱退手当金が支給済みの記録とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間のC社における被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当初、申立人に別の厚生年金保険記号番号が付番されていたところ、昭和36年8月12日付けで重複取消がなされ、申立期間①及び②と同一の記号番号に統合されていることが確認でき、同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、この期間が支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和40年10月28日の前後2年以内に被保険者資格を喪失した申立人以外の5名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できるのは1名のみと少ないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

千葉厚生年金 事案 4050

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年12月1日から35年2月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を34年12月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和17年6月1日から19年6月1日まで
② 昭和34年12月1日から35年2月1日まで

私の夫は、A社に昭和15年4月1日に入社し、途中軍隊に召集され兵役を経て同社に復帰し、50年11月末に同社のグループ会社であるC社を定年退職するまで継続して勤務した。

しかし、昭和17年6月1日から19年6月1日までの期間及び34年12月1日から35年2月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できないので、調査して厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び事業主の回答書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(同社本社から同社B支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主から提出された厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の備考

欄により、申立人が昭和 34 年 12 月 1 日に A 社本社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同社 B 支店に転勤した旨の記載が確認できることから、同年 12 月 1 日とすることが妥当である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の A 社 B 支店における社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の記録が無く不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①については、申立人の妻は、申立人の退職金を計算したメモを提出しており、当該メモには申立人の入社日が昭和 15 年 4 月 1 日と記載されていることを理由として、「申立人は、昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）の被保険者資格を取得したはずだ。」と主張している。

しかし、A 社は昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所になる前の期間である。

また、事業主は、申立人の妻から提出された退職金を計算したメモについては、「当社が作成したものか否かは判断できない。」としている上、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日については、「当社には、当時作成した厚生年金保険被保険者台帳が保管されており、最も古い資料である昭和 21 年 11 月に厚生年金保険被保険者であった者の記録を記載した台帳には、申立人が 19 年 6 月 1 日付けで資格を取得していることが確認できるが、これ以前の記録は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料の控除状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年11月1日から14年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、13年11月から14年3月までの標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から18年3月1日まで

私がA社でB（業務）担当の取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が直前の62万円から9万8,000円に大幅に減額されているが、私の給与は申立期間中も変わること無く毎月62万円以上支給されていたので、標準報酬月額が下がっていることは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された給与統計表（賃金台帳）により確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成13年11月から14年3月までは、62万円に訂正することが妥当

である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額改定通知書により、事業主は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を9万8,000円として社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年4月から17年12月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出された給与統計表（賃金台帳）において確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額は、当該事業所が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成18年1月及び同年2月については、事業主は、「申立人に係る当該期間の給与台帳等の資料は保管されていない。」と回答していることから、申立人の当該期間における保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4052

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年9月26日から同年11月18日まで
私がA（職種）として勤務したB社における申立期間の標準報酬月額は、当初47万円であったが、年金記録では10万4,000円に訂正されており、納得できないので調査して当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、B社における申立人の標準報酬月額は、当初、申立人の主張する47万円と記録されていたところ、平成10年10月7日付けで、資格取得時に遡及して10万4,000円に引き下げる処理がなされていることが確認できる。

また、当該事業所において、厚生年金保険被保険者であった23人全員が申立人と同様に平成10年10月7日付けで遡及して標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できる。

さらに、当該事業所の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は役員ではなかったことが確認できる上、オンライン記録により、申立人は遡及訂正処理が行われた平成10年10月の時点では、別の事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

加えて、複数の元同僚は、「当該事業所では、社会保険料の滞納や給与の遅配があった。」と供述していることから、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成10年10月7日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、47万円に訂正することが必要である。

千葉国民年金 事案 3854

第1 委員会の結論

申立人の平成 20 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 5 月及び同年 6 月

私は、金融機関で平成 20 年度の国民年金保険料を全て納付したはずなのに、申立期間の保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 20 年度の国民年金保険料は金融機関で全て納付したはずであると主張しているところ、申立期間直後の平成 20 年 7 月は申請免除期間、同年 8 月から 21 年 3 月までの期間は法定免除期間とされていることから、仮に平成 20 年度の保険料を全て納付した場合、平成 20 年 7 月から 21 年 3 月までの期間の保険料は過誤納付となるが、オンライン記録において、当該期間の保険料が還付された記録は存在しないことから、申立人の主張と相違する。

また、申立期間に係る保険料の納付状況について、申立人及び同居親族に聴取を行ったが、保険料納付の具体的な状況は覚えていない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、保険料徴収事務の電算化が図られた後である上、14 年 4 月以降は保険料収納事務が国に一元化されており、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤は考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年10月から9年3月まで
私の年金記録のうち、申立期間は国民年金に未加入と記録されているが、亡くなった母から、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれていたと聞いていたので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が平成3年10月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる国民年金の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は、既に亡くなっているため、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間は66か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から46年3月まで

私は、年金記録を調べてもらったところ、昭和47年1月にA市から実家のあるB町に帰ってきたが、同年4月30日に46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付してあるとのことだった。よく覚えていないが、申立期間の保険料も納付していると思うので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の元妻の連続した国民年金手帳記号番号は、昭和46年7月26日にC社会保険事務所(当時)からB町に払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿検索システムより確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日により、申立人は、47年3月に申立人の元妻と同時に国民年金の加入手続を行ったと推認できる。

また、B町の国民年金被保険者名簿の納付記録には、昭和47年4月30日に、申立人は46年4月から47年3月までの現年度分国民年金保険料を、元妻は46年5月から47年3月までの現年度分国民年金保険料をそれぞれ納付していることが記録されているが、市町村では徴収事務を行わない過年度分である申立期間については未納と記録されている上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付時期、納付場所、納付方法、納付金額及び納付行為者の記憶は無く、申立人の元妻も覚えていないことから証言は得られない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から50年3月までの期間及び平成8年8月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年10月から50年3月まで
② 平成8年8月から10年3月まで

私は、亡くなった母から、私の両親が国民年金の加入手続を行い、私がA事業所に就職する前に申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたことを聞いたことがある。

また、私がA事業所を退職し、国民年金の障害基礎年金を受け取る際、入院中の私に代わって兄夫婦が未納であった申立期間②の保険料を納付したことを義姉から聞いている。

申立期間①及び②の保険料は納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立人の両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると申述しているところ、申立人は、申立期間①に係る加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間①の保険料を納付したとする申立人の両親は既に亡くなっていることから、申立期間①に係る保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録により、申立期間①に係る国民年金の被保険者資格取得及び喪失に係る記録は、平成9年11月20日に追加処理されていることが確認できることから、申立期間①は、当該追加処理が行われるまで、国民年金に未加入の期間であり、当該追加処理が行われた時点では、時効により保険料を納付することができない期間である。

- 2 申立期間②については、申立人は、申立人が障害基礎年金を受給する際に、申立人の兄夫婦が申立期間②の保険料を納付したと主張しているところ、申立期間②の保険料を納付したとする申立人の兄夫婦は、保険料納付に係る記憶が定かでなく、納付時期及び納付金額も覚えていないと証言していることから、申立期間②の保険料の納付状況等は不明である。

- 3 オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は平成9年1月に初めて付番されており、基礎年金番号制度導入（9年1月）前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金の加入手続は同年1月以降に行われたと推認でき、同年1月以降の期間においては、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。
また、申立人の申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から50年3月までの期間、同年4月から52年3月までの期間及び同年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年2月から50年3月まで
② 昭和50年4月から52年3月まで
③ 昭和52年4月から同年9月まで

私が婚姻するまでの国民年金については、亡くなった母がA市で加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、婚姻後の保険料は免除申請した記憶も無く、元夫が納付していたはずである。申立期間①及び③が未納、申立期間②が免除と記録されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B県C郡D町の保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間①及び③については未納、申立期間②については申請免除と記録されており、特殊台帳及びオンライン記録とも一致している。

また、申立人は昭和52年9月頃にE市において、国民年金の加入手続きを行い、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているところ、同市の保管する申立人の被保険者名簿によれば、同市で払い出された手帳記号番号は重複加入を理由に55年2月8日に取り消され、申立人に払い出された二つの手帳記号番号に係る記録が統合された結果、申立期間①及び③は未納、申立期間②は申請免除と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立期間①、②及び③は合計3回、80か月に及び、申立期間①、②及び③に係る複数の行政機関が同一人に同様の事務処理誤りを繰り返すことは考え難く、申立期間①、②及び③の保険料を納付して

いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年3月まで

私は、昭和40年10月にA市役所の集金員に国民年金の加入を勧められて加入手続を行い、その年度初めの同年4月に遡って国民年金保険料を納付し、それ以降は、保険料を現年度納付した。それにもかかわらず、同年4月から43年3月までの期間が未加入とされていることは納付ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年10月に国民年金の加入手続を行い、同年4月からの国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、43年9月20日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続は同年9月25日頃に行ったものと推認できることから、申立人の主張と相違する。

また、申立人の国民年金手帳には、申立人が昭和43年4月1日付けで国民年金の被保険者資格を取得したことが記載されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である上、同手帳の昭和42年度の検認記録欄に検認印が無い。

さらに、申立人は、被保険者資格取得日が昭和40年4月1日と記載されたA市発行の国民年金手帳保管証を所持しており、これを根拠に同年10月に手帳交付を受け保険料の納付を行ったと主張するが、同保管証には、43年9月に社会保険事務所からA市に払い出された手帳記号番号及

び同保管証が同年9月25日に交付されたことが記載されていることから、当該主張は認め難い上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3860 (事案 1276 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年3月まで

私は、当初の年金記録確認千葉地方第三者委員会での判断後、新たな資料は見つからないが、昭和40年10月にA市役所の集金員に国民年金の加入を勧められて加入手続を行い、その年度初めの同年4月に遡って国民年金保険料を納付し、それ以降は、保険料を現年度納付した。それにもかかわらず、同年4月から43年3月までの期間が国民年金に未加入とされていることは納得ができないので再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の所持する国民年金手帳に、申立人の国民年金被保険者資格の取得日が昭和43年4月1日であると記載されており、申立期間は国民年金に未加入の期間であり国民年金保険料の納付はできないこと、ii) 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらないこと、iii) 申立人の所持するA市発行の国民年金手帳保管証には、同年9月に払い出された手帳記号番号と、同年9月25日という交付日が記載されていることから、同保管証は同年9月の国民年金の加入手続時に交付されたと考えるのが自然であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年4月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出は無く、前回の申立てと同趣旨の主張であるため、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年9月から56年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私がA市のB事業所でC(職種)として働いていた昭和53年9月から56年3月までの国民年金保険料を納付したはずであり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号及び国民年金の被保険者資格を昭和53年9月11日に取得したことが記載されているものの、同記載はA市において取り消されたことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料に係る納付書が交付されたとは考え難い。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母から聴取することができないため、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3862

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から同年11月まで

私は、昭和38年7月にA事業所に就職してB（部門）に入所し、同年8月に同部門においてC（学科）修了後、D（部門）に配属された。同年12月からはE組合に加入しているが、同年7月からの5か月間はF（職種）であったため、同年8月頃にG社会保険事務所（当時）で国民年金に加入し、毎月、同事務所に行き手帳に印紙を添えて国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料納付について確認がとれないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、国民年金の記録（1）欄の被保険者になった日が平成10年9月1日と記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する昭和38年8月頃は、国民年金の加入手続を行った場合、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンラインシステムにおいて、申立人の氏名の読み方を変えて国民年金の加入記録を検索したが、申立期間に国民年金に加入していた形跡は確認できない。

さらに、申立人は申立期間の保険料を毎月、社会保険事務所（当時）に納付しに行ったと述べているが、申立期間当時、現年度保険料の収納事務は市区町村が行っており、保険料の納付は国民年金手帳に国民年金印紙を

貼り付け、区役所において検認を受ける方法であったことから、申立人の申述する納付場所及び納付方法と符合しない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3863 (事案 3459 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から48年4月までの期間、49年4月から同年9月までの期間、50年2月から同年12月までの期間及び54年3月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和48年5月から49年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から48年4月まで
② 昭和48年5月から49年3月まで
③ 昭和49年4月から同年9月まで
④ 昭和50年2月から同年12月まで
⑤ 昭和54年3月から61年3月まで

私は、A市役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。昭和48年5月に結婚してB市に転居したときは、保険料の納付が困難だったので、その年度の保険料は免除してもらったが、その後は納付し、C市に転居してからは金融機関で納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。今回、夫の昭和60年分の確定申告書の控えが見つかり、そこには社会保険料控除として国民年金保険料の記載があり、保険料は納付していたはずであるので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和61年8月にD社会保険事務所(当時)からC市に払い出された3,000件の手帳記号番号のうちの一つであり、申立人が46年7月時点に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できること、ii) オンラインシステムによる氏名検索及び

国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の手帳記号番号の前後 340 人は、昭和 61 年の払出し時点において 26 年及び 27 年生まれの国民年金未加入者であり、行政側がリストアップして集団適用を行ったものと推察され、申立人が長期間国民年金に未加入状態であったことがうかがえること、iii) 申立期間は未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料の納付及び免除申請をすることはできないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 4 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、保険料納付を示す資料として新たに申立人の夫の昭和 60 年分の確定申告書の控えを提出しているところ、当該確定申告書の社会保険料控除欄には二人分の国民年金保険料額が記入されているが、欄外には、「E 税務署 61. 3. 11 文書収受」のゴム印が押されており、申立人の手帳記号番号は 61 年 8 月に払い出されていることから、60 年中に申立期間の保険料を納付することはできない上、申立人の夫は、43 年 7 月以降に公的年金の加入記録は無く、国民年金には未加入であることから、提出された確定申告書から申立期間の保険料を納付していたとは推認し難い。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付及び免除申請していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年12月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から50年12月まで

私は、昭和47年3月の結婚を契機に同年3月末で勤めを辞めたため、同年4月頃にA市役所B出張所に出向いて、国民年金の加入手続を行い、窓口で国民年金保険料と付加保険料を一緒に納付し、それ以降も同様に納付してきた。また、加入時に職員から付加保険料を納付することにより年金受給額が多くなるなどと年金制度についての説明を受けた記憶があるので、間違いなくこの時期に加入手続を行い、保険料を納付してきたはずであるのに申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月頃にA市役所B出張所において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録(1)欄には、申立人が国民年金の被保険者資格を51年1月29日に任意で取得したことが記載されており、A市の保管する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、A市は、昭和47年度から51年度までは、B出張所では国民年金の再加入手続のみを取り扱っており、新規加入の手続は受け付けていなかった旨の回答をしていることから、申立人が申述する加入手続の状況とは符合せず、申立人がB出張所で昭和47年4月頃に加入手続及び保険料納付を行えたとは考え難い上、申立人は申立期間当時、厚生年金保険被保険者である夫の配偶者であることから、国民年金の任意加入対象期間となり、遡って加入することもできない。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号
払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が
払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険
料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、
ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見
当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付し
ていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年5月から61年3月まで

私は、昭和51年*月*日に夫と一緒にA市役所B出張所へ行き、入籍手続を行ったときに、夫が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後転居したC市、D市では国民年金保険料の納付書が自動的に郵送されてきたので、申立期間の保険料は私が納付した。当時の保険料額は月額1万2,000円ぐらいで、保険料は実家のあるE町（現在は、F市）の郵便局、E町役場、C市内のG郵便局及びD市役所H出張所（当時）で納付したはずなので、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年*月*日に申立人の夫と一緒にA市役所B出張所へ行き、申立人の夫が国民年金の加入手続を行ってくれ、申立期間の国民年金保険料は申立人が納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、61年3月31日に社会保険事務所（当時）からD市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の加入手続は同年6月頃に行われたことが推認できる上、申立人の所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が同年4月1日と記載されており、D市の保管する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払

い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人はA市役所B出張所において、国民年金の加入手続きを行い、保険料は月額1万2,000円ぐらいを納付していたと述べているが、A市は、「B出張所で国民年金の加入手続きができたのは平成10年度からである。」と回答している上、申立期間当時の法定保険料額は、昭和51年度が1,400円であり、その後毎年度、保険料額は改定され、60年度は6,740円となっていることから、申立人の主張と符合しない。

加えて、申立期間は119か月と長期間である上、申立期間に保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3866 (事案 3253 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から51年3月まで

私は、昭和40年1月にA区役所で国民年金の加入手続を行った。当時、一緒に国民年金保険料を納付していたことを証言してくれる知人の連絡先が判明したので、私が保険料を納付していたことを確認して、申立期間について再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和51年4月1日と記載されている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年4月当時居住していたB県で払い出されており、国民年金の任意加入は遡って被保険者資格を取得できないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料は納付することができない期間であること、ii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成23年2月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料を一緒に納付していたことを証言してくれる知人の連絡先が判明したので、保険料の納付について知人に確認してほしいと述べているところ、当該知人に聴取した結果、知人は、「申立人の国民年金のことまでは分からない。昭和40年当時、保険料はA区の職員が自宅に集金に来ていた。」と述べており、申立人の保険料の納付状況を確認することはできない。

また、再度、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立期間のうち、昭和40年1月から41年12月までに社会保険事務所（当時）からA区に払い出された手帳記号番号を縦覧調査したが、申立人の氏名を確認することはできず、A区において、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から58年12月まで

私は、会社を退職した昭和46年10月頃、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、毎月、国民年金保険料を納付していた。その後、保険料額が年々高くなっていくので、B市役所において国民年金被保険者の資格喪失の手続きを行ったが、申立期間の保険料は納付しており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年10月頃、A市役所で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が61年4月1日と記載されており、B市の印が押されていることから、A市において加入手続きを行ったとする主張と相違する上、当該資格取得日はB市が保管する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は147か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 29 日から 41 年 3 月 1 日まで
私は、昭和 38 年 4 月 1 日に、A 社（現在は、B 社）に就職し、41 年 2 月まで約 3 年間勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることに納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人に係る在職証明書（平成 19 年 6 月 27 日付け）により、申立人が昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 15 日まで勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は、「申立人は、申立期間において短時間労働者として勤めていたと思われる。」と回答しており、その根拠として、「現在の事業主が、申立人が白衣のユニホームを着ていたので、申立人になぜかと聞いたら、パートになったと聞いた記憶があると述べている。」と説明しており、申立人も、「初めは C（職種）をしていて、途中から本社で D（業務）をしたりしていた。」と供述していることから、申立人について雇用形態の変更があったことがうかがえる。

また、申立人を覚えていた元同僚は、「申立人の勤務期間及び勤務形態までは記憶していない。」と供述している上、申立人が氏名を挙げた双子の姉妹は、所在が不明であるため、供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで
私は、A 事業所に勤務していた当時の B (役職) が C 事業所の D (役職) をしていた関係で、A 事業所を昭和 49 年 8 月 1 日付けで退職し、同日付けで C 事業所に転職した。業務について経験者だったことから試用期間も無く、入社後にすぐに厚生年金保険に加入したと思う。真夏の同年 8 月に入社したことを明確に覚えているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「縁故採用で経験者だったので試用期間も無く、真夏の昭和 49 年 8 月に C 事業所に入社したことを明確に覚えている。」と主張しているが、複数の元同僚に照会した結果、唯一申立人を覚えていた元同僚から申立人の入社時期に係る証言を得ることはできず、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、C 事業所の事業を継承している E 事業所は、「申立期間当時の関係資料は無い。」と回答している上、当時、申立人の転職に関与したとする D (役職) も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、雇用保険の加入記録における資格取得日、C 事業所が加盟していた健康保険組合の事業を継承する F 健康保険組合から提出された「健康保険資格喪失証明書」に記載されている資格取得日及び元上司から提出された役職社員名簿 (昭和 63 年 2 月 18 日現在) に記載されている申立人の入社年月日は、いずれも 50 年 4 月 1 日となっており、オンライン記録と一致する。

加えて、申立人は、C事業所において、新たな厚生年金保険被保険者記号番号の払出しを受けているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人が昭和 50 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和22年6月にA社の子会社であったB社に入社し、B社の解散後、同じくA社の系列だったC社に転籍した。同じ系列の会社に継続して勤務していたにもかかわらず、23年7月31日から同年8月1日が厚生年金保険に未加入とされているのは納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社及びC社は同じ系列の会社であり、両社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、B社及びC社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、A社を承継するD社は、「当時の記録が無いため、申立事業所と当社の関係は不明である。関連会社の記録は関連会社が保管しており、当社では記録を引き継いでいない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、B社は、昭和23年7月31日に解散のため厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所ではない上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者は7名確認できるところ、そのうちオンライン記録により記録が確認できる2名は、次の事業所で同年8月1日及び同年9月2日にそれぞれ被保険者資格を取得しており、申立期間はいずれも厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、上記2名のうち連絡可能な1名に照会しても、具体的な証言は得られず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除について

確認できない上、ほかに申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から 49 年 4 月まで
② 昭和 49 年 5 月から 55 年 4 月まで
③ 昭和 55 年 6 月から 56 年 8 月まで

私は、A社（B社に名称変更後、現在は、C社）に勤務した間は、毎年4月に昇給し、給与が下がったことは無いので、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額について調査してほしい。

また、D社に勤務していた間についても、毎年昇給し、給与が下がったことは無いので、申立期間②及び③の標準報酬月額について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「A社では、毎年4月に昇給しており、給与が下がったことは無い。」と主張しているが、C社では、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は無い。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない。

また、E厚生年金基金の加入員記録において、申立期間①のうち、申立人が同基金に加入した昭和 46 年 6 月以降の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる複数の元同僚は、「自分の勤務していた間の標準報酬月額は妥当だと思う。」と供述している上、同被保険者名簿において、遡及訂正等の不適切な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間①において、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③については、申立人は、「D社では、毎年昇給し、給与が下がったことは無い。」と主張しているが、同社は、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は無い。」と回答しており、申立人の申立期間における保険料控除額を確認できない。

また、F健康保険組合の加入記録及びE厚生年金基金の加入員記録において、申立期間②及び③の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる複数の元同僚は、「ねんきん定期便を見ると、自分の標準報酬月額は妥当だと思う。」と供述している上、同被保険者名簿において、遡及訂正等の不適切な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間②及び③において、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4057

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 46 年 3 月まで

私は、申立期間に友人と一緒に立ち上げた会社であるA社で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。私はB（職種）で、友人の一人が事務全般を担当し、給与から社会保険料を控除していたことを覚えているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、友人と共同で立ち上げたA社に勤務していた。同社はC（場所）沿いにあった。」と供述しているところ、オンライン記録では、申立期間において、D県内に「A社」という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、当該事業所の所在地を管轄する法務局において、申立人の供述と符合する「A社」という名称の会社の商業登記は確認できない。

さらに、申立人は元同僚として二人の氏名を挙げているが、氏名だけの記憶であり、個人を特定することができないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4058

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 27 日まで
私は、昭和 39 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、45 年 4 月 26 日まで同社に勤務したが、厚生年金保険の標準報酬月額に残業代ほか緒手当が反映されておらず、実際の給与額より少なくとも 2 万 1,000 円は低くなっていると思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間における標準報酬月額の記録には、残業代のほか住宅手当等の緒手当が反映されておらず、実際の給与額より少なくとも 2 万 1,000 円は低い。」と主張している。

しかし、B 社は、「申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる賃金台帳等の資料は保管されていない。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は 6 人おり、そのうちの 4 人は、資格取得時の標準報酬月額が申立人と同じ 2 万 2,000 円であるところ、その 4 人と申立人の資格取得後の標準報酬月額の推移に大きな差異は認められず、申立人のみが特殊な取扱いを受けたことはいかなる上、当該被保険者名簿に遡及訂正等の不適切な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで
② 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 1 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前後の期間に比べて下がっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は既に廃棄済みである。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人とほぼ同時期に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚のうち4人は、「自分の標準報酬月額の記録は妥当である。」と回答している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿に遡及訂正等の不適切な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4060

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 18 日から 43 年 3 月 1 日まで

私は、A社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和 43 年 3 月 1 日に喪失したとき、脱退手当金を請求した記憶が無く、また、脱退手当金が約 1 年後の 44 年 4 月 16 日に支払われていることは時期的におかしいので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所が記載されている上、脱退手当金計算書等の関係書類には、支払決定通知書を当該住所地近くの郵便局に提示し、受給する扱いであったことが記載されていることから、支払決定通知書が同住所地に送付されたものと考えられる上、請求書類には申立期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票及び申立人宛ての厚生年金保険障害年金・障害手当金の不支給通知書が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人が、申立期間に勤務したA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されるとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4061

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで
私は、「ねんきん定期便」を確認したところ、A社（現在は、B社）における昭和 54 年 12 月から 55 年 9 月までの標準報酬月額が、C社のときと同じ 28 万円と記録されていることが分かった。53 年 6 月にD社から関連会社のC社に、54 年 4 月にはC社の子会社として設立されたA社に転籍したが、申立期間当時の給与額は、C社時代と同じ水準だったので、申立期間の標準報酬月額を 32 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、B社は、「申立期間当時の、標準報酬月額の算定に係る資料は保持していない。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間当時、A社の従業員に係る社会保険事務を担当していた親会社のC社総務課員及びA社の元同僚は、いずれも、「申立人の申立期間に係る給与額は覚えていない。」と供述している。

さらに、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額記録とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間において、標準報酬月額について、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が事業主により、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4062

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
私の A 社における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 37 年 1 月 10 日から 39 年 2 月 1 日までとされているが、同年 2 月末日に退職しており、被保険者資格喪失日は、同年 3 月 1 日となると思うので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る A 社における執務環境についての具体的な供述、及び申立人の後任者が「申立人が退職した後、申立人から事務処理の仕方を教えてもらった。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態が推認できる。

しかしながら、当該事業所の元事業主は、「申立人の申立てのとおり、昭和 39 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格喪失の届出を行い、申立期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、当時の関係資料が全て廃棄されているので不明である。また、申立人が同年 2 月 1 日に被保険者資格を喪失した経緯については、当時の実質的経営者である義母が死亡しているため不明であるが、後任者の供述から申立人が申立期間において在職していたとしても、被保険者資格喪失後に保険料を控除することはないと思う。」と回答している。

また、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、被保険者資格喪失日は昭和 39 年 2 月 1 日となっており、オンライン記録とも一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4063

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 29 日から 37 年 7 月 7 日まで
私の年金記録では、A社B工場に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後 50 人について調べたところ、女性で申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失した脱退手当金の受給資格者は、申立人を含めて 47 人おり、そのうちの 28 人に脱退手当金の支給記録がある上、そのうちの 23 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があったものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 37 年 9 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 12 月 20 日まで
② 昭和 41 年 12 月 25 日から 43 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 3 月 25 日から 45 年 11 月 1 日まで
④ 昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 7 月 1 日まで
⑤ 昭和 46 年 7 月 1 日から 47 年 11 月 1 日まで
⑥ 昭和 47 年 11 月 30 日から 51 年 5 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A区Bに所在するC社（現在は、D社）に入社し、事業所にてE（職種）として従事し、F免許を取得した。

申立期間②については、G事業所（現在は、H事業所）の入社試験を受けて採用されI区Jに所在する事業所でK（職種）としての任務を受けた。L免許があったため、主としてM（業務）を担当した。

申立期間③については、私が大学（N（学科））を卒業したこともあり、I区Oに所在するP社（現在は、Q社）でR（業務）を担当していた。

申立期間④については、A区Sに所在するT社（現在は、U社）でV（職種）をしており、昭和45年11月1日から46年6月30日まで雇用保険の加入記録がある。

申立期間⑤については、W区に所在するX事業所においてアルバイトとしてW区内でY（業務）を担当していた。

申立期間⑥については、A区Zに所在するa社b工場に一般採用試験を受けて入社して勤務し、c（業務）を行っていた。

これら申立期間①から⑥までについて、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、勤務していたと主張するC社の事業所における申立期間当時の同僚の氏名を記憶していない上、d健康保険組合は、「平成7年以前の厚生年金保険被保険者資格喪失者の記録は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態について確認できない。

また、D社は、「申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収票等の所在は不明。」と回答していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、e（機関）は、「事業所は多いため部署名が不明であれば調査はできない。臨時雇用員として勤務していたのか職員として勤務していたのかも判明できず、H事業所に対して履歴の照会を行うこともできない。」と回答している。

また、e（機関）は、「G事業所から賃金台帳、公租公課徴収票等一切の資料等が承継されず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時20歳代であったとする元同僚の姓を挙げているが、個人を特定できず、同僚調査を行うことができない。

加えて、J地区における事業所に該当すると考えられるG事業所f事務所、同事業所g事務所及び同事業所h事務所の3か所の適用事業所の被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、Q社の人事労務部門の業務を所管しているi社は、「申立期間当時、P社に申立人が主張しているR（業務）を担当していた部署があったか否かは不明である。」と回答している。

また、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないことから、同僚調査を行うことができない。

さらに、i社は、「申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収票等の所在は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、P社の被保険者名簿において、申立期間③に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人の雇用保険の加入記録により、申立人は、T社で勤務していたことは確認できる。

しかし、T社が新規に厚生年金保険の適用事業所となった昭和45年7月1日から同年11月30日までの間に資格取得した者56名のうち、住所の判明した5名に照会した結果、回答のあった2名はいずれも、「申立人のことは知らない。」と供述していることから、申立人の申立期間④における雇用実態について確認できない。

また、U社は、「申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収票等の所在は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤については、j企業年金基金は、「工事は、職員が行うのではなく下請会社が行うのがほとんどである。臨時職員であればk組合には加入していない。下請会社の者については不明である。」と回答している。

また、X事業所1事業所は、昭和35年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間⑤は適用事業所でなくなった後の期間である。

さらに、申立人は、元同僚の名前を挙げているが、氏名を完全に思い出せないとしているため、個人を特定できないことから、同僚調査を行うことができない。

加えて、ほかに考えられる事業所として、X事業所m事務所、同事業所n事務所及び同事業所o事務所が存在していたが、これら3か所の事業所の被保険者名簿において、申立期間⑤に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間⑤における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑥については、a社b工場の業務を承継したp社は、「a社b工場で昭和47年から49年頃に申立人が主張しているc（業務）を行っていないかった。」と回答している。

また、a社b工場は、q県への移転に伴い昭和49年11月21日に適用事業所でなくなっており、申立期間⑥のうち同年11月21日から51年5月1日までは適用事業所でなくなった後の期間である上、当該事業所の被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、r企業年金基金は、「申立人が加入員であったという記録は存在しない。」と回答している上、a社b工場の被保険者名簿において、昭和47年11月に資格取得した者の中で住所の判明した18名のうち回答のあった4名はいずれも、「申立人のことを知らない。」と回答していることから、申立人の申立期間⑥における勤務実態について確認できない。

加えて、a社は、「申立人に関する人事記録、社会保険記録が見つからない。」と回答していることから、申立人の申立期間⑥における保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間⑥における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月から 17 年 5 月 1 日まで

私は、平成 16 年 12 月から A 社に勤務し、同社から B 事業所（現在は、C 社）に派遣され、D（業務）をしていた。健康保険及び厚生年金保険に強制的に加入させられたとの記憶があるので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された労働者名簿により、申立人は、平成 16 年 12 月 13 日から 17 年 4 月 30 日まで B 事業所に派遣されていたことが確認できる。

しかし、A 社から提出された申立人の申立期間に係る賃金台帳により、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所から提出された平成 16 年分及び 17 年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人は、16 年及び 17 年において社会保険料が控除されていないことが確認できるところ、当該事業所は、「申立人については、社会保険の加入手続に必要な書類の提出が無く、加入手続が行われないうまま退職してしまったものと思う。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4066

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から39年2月1日まで

私の夫は、A社倒産後、昭和38年10月から実父が経営していたB社に入社し、厚生年金保険に加入していたと思う。しかし、夫の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、資格取得日が39年2月1日となっているので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のB社の事業主(申立人の実父)は既に死亡している上、オンライン記録により、申立期間において厚生年金保険被保険者の資格を有する元同僚に照会したが、申立人がいつ入社したかまでは覚えていないことから、申立人の入社時期について確認できない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業所閉鎖時の事業主は、「当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4067

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 8 月 26 日頃から 54 年 2 月 1 日頃まで
② 昭和 55 年 12 月 25 日頃から 57 年 4 月 1 日頃まで
③ 昭和 57 年 5 月 11 日頃から平成 2 年 7 月 2 日頃まで

私は、勤務した期間は明確ではないが、申立期間①、②及び③において、A市のB社に勤務し、C（職種）の仕事をしていた。厚生年金保険に加入していたはずであり、加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「勤務した期間は明確ではないが、申立期間①、②及び③において、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかし、B社は、平成元年 11 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿により 8 年 6 月 1 日に解散していることが確認できる上、元事業主は、「会社は倒産し、人事関係の資料は残っていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については不明である。また、申立期間当時、当社の正社員は全員社会保険に加入させていたと思うが、それ以外の者は社会保険には加入させていなかった。当時、下請業者の従業員も一緒に働いており、下請の社員について、当社で社会保険に加入させることはなかった。」と回答している。

また、オンライン記録において、申立期間①、②及び③における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、所在の判明した 12 人に申立人の勤務実態等を照会したが、そのうち回答のあった 9 人は、「申立人のことは記憶に無い。」と回答している。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない上、申立期間の一部については、他の事業所における雇用保険の加入期

間と重複しており、申立期間③のうち、平成元年11月16日以降の期間については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の期間である。

加えて、当該事業所の仕事の紹介者として申立人が氏名を挙げた元同僚は、オンライン記録において、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は無い上、元上司として申立人が挙げた者は、姓のみのため個人を特定することができず、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から 7 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 11 月 1 日から平成 14 年 11 月 30 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務した。その勤務期間のうち 6 年 7 月 1 日から 7 年 8 月 1 日までは、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は 53 万円だが、ねんきん定期便に記載された標準報酬月額は 50 万円と記録されているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、申立人の主張どおりオンライン記録の標準報酬月額と相違していることが確認できる。

しかし、B 社は、「申立人の給与明細書に記載された支給額は、会社として接待交際費を捻出するために架空計上した金額が含まれており、保険料等の控除額は、水増しした支給額に基づき計算されているため、本来の給与額において社員が負担すべき保険料等との差額については、社員の負担が発生しないように会社で負担していた。当該会計処理については、以前、国税局の指導により修正し、標準報酬月額は本来の給与に基づき訂正した。」と回答しており、事業主から提出された申立人に係る精算書及び国税局が作成した査察資料により、架空計上された給与から計算された保険料等と本来の申立人の給与額から計算された保険料等との差額が 1 年ごとに精算されていることが確認できる上、事業主は国税局により、当該会計処理を修正するように指導を受けていることが認められる。

さらに、申立期間当時の複数の元同僚は、「会社では、管理職である課

長以上の個人所得を増加したことにして、接待交際費を捻出していたが、国税局より是正指導があり、平成6年から8年頃に正しい給与に修正し精算を行った。」と証言しており、事業主の供述を裏付けている上、申立人自身もこの接待交際費を捻出するための仕組みについて承知していたと供述している。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月頃から56年3月頃まで

私の夫は、昭和55年4月頃から56年3月頃までA市又はB市に所在していたC社に勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことは納得できないので調査して、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「私の夫は、昭和55年4月頃から56年3月頃までA市又はB市に所在していたC社に勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、A市内に所在し、事業所名称に「D」を含む厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、B市内においては「E社」の名称で厚生年金保険の適用事業所が2社確認できたが、そのうち1社は申立期間において既に適用事業所でなくなっており、「D」と類似する名称の適用事業所は「F社」及び「G社」が確認できたが、申立期間において適用事業所であった上記3事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い。

また、上記3事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、商業登記の記録を調査したが、いずれも解散又は合併しており、唯一連絡の取れたG社の元清算人は、「申立期間当時の資料が無いため、申立人のことは不明である。」と回答している上、申立期間当時、上記3事業所において厚生年金保険被保険者であった者に照会したところ、上記

3事業所はC社を中心としたグループ会社であるとの供述が得られたことから、C社から事業譲渡を受けたH社に照会したが、「当社は、平成13年5月にC社より事業の譲渡を受けた会社であり、人事資料は受け継いでいないため、申立内容について確認ができない。」と回答している。

さらに、C社に係る被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人は、申立期間当時、62歳であるところ、C社において、申立期間当時、総務部長であった者は「C社では55歳から56歳で正社員は退職していた。60歳を超えた正社員はいなかったと思う。」と供述している。

加えて、申立人の妻は申立人の元同僚の氏名を記憶していないため、申立期間の前後にC社において厚生年金保険被保険者記録のある6人及び前述の類似名称の3事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある14人に照会したが、具体的な回答は得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 11 日から同年 9 月 27 日まで
私は、昭和 47 年 3 月 11 日にA社のB事業所に正社員として入社し、同年 9 月に同社B事業所が同社C支店に昇格した後の 58 年 10 月 24 日まで、途中辞めることなく継続して勤務した。しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しており、納得がいかないので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社C支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、A社C支店は昭和 47 年 9 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所は平成 16 年 11 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該事業所の代表者の所在を確認することができず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、当該事業所に勤務していたとして申立人が氏名を挙げた同僚は、申立人と同様に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 47 年 9 月 27 日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4071

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月 1 日から 34 年 1 月 1 日まで
② 昭和 34 年 1 月 1 日から 35 年 12 月 20 日まで

私の夫は、昭和 32 年 9 月 28 日に A 社へ入社し、同社が経営する B 事業所、C 事業所及び D 事業所に勤務したが、C 事業所と D 事業所に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「私の夫は、昭和 32 年 9 月 28 日に A 社へ入社し、申立期間①においては C 事業所に、申立期間②においては D 事業所に、それぞれ勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、A 社、C 事業所及び D 事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、商業登記の記録によると、A 社は既に解散しており、申立期間①及び②当時の事業主は所在が確認できないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について証言を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、A 社の事業主は、申立期間①及び②を含めた前後の期間については、B 事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる上、C 事業所及び D 事業所の E (職種) であった者として、申立人の妻が氏名を挙げた二人は、申立期間①及び②における厚生年金保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4072

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 28 日から 39 年 2 月 28 日まで
私は、昭和 37 年 2 月末頃から約 2 年間 A 事業所に勤務した。当時の同僚には同社での厚生年金保険の加入記録があるのに、私の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、A 事業所は昭和 39 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、元事業主は、「申立期間は厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している上、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所が適用事業所となった日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、所在の判明した 5 名の元同僚に照会したところ、そのうち 1 名は、「昭和 38 年頃に入社したが、その当時は社会保険に加入していなかった。その後、元同僚が病気になったこともあり、不安になったので会社と言って社会保険に加入してもらった。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時、当該事業所に勤務していたとして申立人が氏名を挙げた元同僚は、昭和 39 年 5 月 1 日に当該事業所における被保険者資格を取得しており、それ以前は当該事業所における被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4073

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 13 日から 43 年 3 月 13 日まで

私は、昭和 40 年 3 月に高校を卒業後、A社（現在は、B社）に入社した。最初の就職先であるため頑張って3年以上は働こうと決心しており、43 年 3 月 13 日までの3年間勤務したはずであるが、年金記録では42 年 3 月 13 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことになっていることは納得できない。調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和 43 年 3 月 13 日まで勤務していた。」と主張している。

しかし、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 42 年 3 月 13 日と記載され、同年 5 月 8 日付でC社会保険事務所（当時）の確認印が押されている上、当該資格喪失日は申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致する。

また、上記被保険者原票には昭和 42 年 5 月 8 日に健康保険被保険者証を返納した記載及び健康保険継続療養証明書の交付を示す「55 条」の記載が確認できる上、雇用保険の加入記録において、資格取得日は 40 年 3 月 15 日、離職日は 42 年 3 月 12 日と記録されており、離職日の翌日を資格喪失日とする厚生年金保険の資格記録と一致する。

さらに、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないため、当該事業所において、申立期間に厚生年金保険被保険者の記録のある複数の元同僚に照会したが、申立人の退職時期を明確に記憶している者はおらず、申立人の勤務期間について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで
私が勤務した A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立期間の直前まで 3 万 6,000 円であったが、申立期間は 3 万 3,000 円に減額されている。給与が減額された事実は無かったので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間における標準報酬月額が 3 万 3,000 円と記録されているが、給与が下がった事実はない。」と主張している。

しかし、B 社は、「申立期間当時の関係資料は保管されていないため、申立人の給与の支給実態については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後 5 ページに記載された厚生年金保険被保険者の中で、昭和 42 年 12 月時点で被保険者資格を有する 77 人の標準報酬月額の記録を確認したところ、40 年 12 月から 42 年 10 月にかけて、標準報酬月額が減額されている被保険者が 73 人確認でき、申立人のみが特殊な取扱いを受けていたという事情は見当たらない。

さらに、当該事業所の申立期間に係る被保険者名簿の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間において標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。